

半期報告書

(第21期中)

自 平成19年4月1日
至 平成19年9月30日

株式会社ゴルフ・ドウ

さいたま市中央区上落合2丁目3番1号

(431508)

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

E D I N E Tによる提出書類は一部の例外を除きHTMLファイルとして作成することとされており、当社ではワードプロセッサファイルの元データをHTMLファイルに変換することにより提出書類を作成しております。

本書はその変換直前のワードプロセッサファイルを原版として印刷されたものであります。

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 生産、受注及び販売の状況	5
3. 対処すべき課題	5
4. 経営上の重要な契約等	5
5. 研究開発活動	5
第3 設備の状況	6
1. 主要な設備の状況	6
2. 設備の新設、除却等の計画	6
第4 提出会社の状況	7
1. 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	11
(5) 大株主の状況	11
(6) 議決権の状況	12
2. 株価の推移	12
3. 役員の状況	12
第5 経理の状況	13
中間財務諸表等	14
(1) 中間財務諸表	14
(2) その他	34
第6 提出会社の参考情報	35
第二部 提出会社の保証会社等の情報	36

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月21日
【中間会計期間】	第21期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社ゴルフ・ドゥ
【英訳名】	GOLF・DO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊東 龍也
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	(048) 851-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 大井 康生
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	(048) 851-3111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 大井 康生
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所（セントレックス） （愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第19期中	第20期中	第21期中	第19期	第20期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高（千円）	1,056,104	1,119,596	1,227,314	2,154,983	2,207,104
経常利益又は経常損失（△） （千円）	58,269	△21,836	37,756	118,757	6,964
中間（当期）純利益又は中間 （当期）純損失（△）（千円）	76,604	△57,567	55,516	102,582	△51,842
持分法を適用した場合の投資 利益（千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	363,748	499,748	500,765	363,748	499,748
発行済株式総数（株）	11,028	13,028	13,083	11,028	13,028
純資産額（千円）	563,977	845,187	908,464	589,955	850,913
総資産額（千円）	800,574	1,112,439	1,180,791	971,754	1,133,060
1株当たり純資産額（円）	51,140.55	64,874.73	69,438.58	53,496.16	65,314.19
1株当たり中間（当期）純利 益金額又は1株当たり中間 （当期）純損失金額（△）（円）	6,946.34	△4,418.77	4,251.87	9,301.96	△3,986.04
潜在株式調整後1株当たり中 間（当期）純利益金額（円）	—	—	4,227.27	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	70.4	76.1	76.9	60.7	75.1
営業活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	△9,110	5,259	△110	△7,264	83,939
投資活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	△52,439	△83,793	△68,836	△74,075	△73,698
財務活動によるキャッシュ・ フロー（千円）	—	180,895	2,016	120,000	180,895
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（千円）	37,812	240,383	262,228	138,021	329,158
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） （人）	45 (70)	56 (57)	69 (62)	44 (69)	57 (63)

（注）1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、第19期中間及び第19期については新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場・非登録のため期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第20期中間及び第20期については新株予約権の残高はありますが、1株当たり中間（当期）純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数（人）	69（62）
---------	--------

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートタイマーを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度に比べ12名増加しました主な要因は、人員強化に伴う新入社員の増加によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間のわが国経済は、原油価格の高騰が続いたものの世界的な好景気と円安を背景に輸出が伸び、輸出企業を中心に企業業績が好調に推移しました。これが設備投資と雇用や所得環境の改善をもたらし、景気はこれまでの回復基調を持続いたしました。

ゴルフ業界におきましても、景気の回復と国内女子プロツアーの人気継続や石川遼選手をはじめとしたアマチュアゴルファーの活躍などによってより身近なスポーツとしてのイメージが定着しつつあることや、ゴルフ場・練習場の入場者数が2007年1月より前年を越えるなど、業界全体としては明るい兆しが見え始めました。

このような経済環境のもとで、当中間会計期間は前年度までのビジネスモデルの見直しとともに、新たな成長軌道へと躍進する中期経営計画「Reborn2010」の初年度にあたります。そこで、直営事業では建設協力金方式による計画的出店に着手いたしました。また、「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」では用品販売・買取サービス開始と、商品・サービスのラインナップ強化を進めてまいりました。

この結果、当中間会計期間における当社の売上高は12億27百万円（前年同期比9.6%増）利益面では経常利益が37百万円、中間純利益は55百万円となりました。中間純利益の増加要因は、法人税等調整額20百万円を計上したことによるものであります。

これを事業部門別で見ますと、直営店売上は桶川末広店と既存店がやや予想以上に苦戦したものの昨年8月にオープンした大型店舗である川越店が好調に推移した結果、前中間会計期間の7億11百万円から8億77百万円（同23.3%増）と増加しましたが、フランチャイズ事業は前中間会計期間の4億8百万円から3億50百万円（同14.2%減）になっております。

損益面では、売上総利益は直営店を中心に粗利益率の向上に努めた結果、前中間会計期間の4億52百万円から5億20百万円（同15.1%増）となりました。また、店舗のアルバイト等を中心とした人件費・採用費、運送費や支払手数料のコスト削減努力により、販売費及び一般管理費を圧縮し、営業損益は前中間会計期間の11百万円の営業損失から35百万円の営業利益と大幅に増加する結果となりました。

店舗数におきましては、当中間会計期間に当社は新たにフランチャイズ加盟店を1店舗出店した結果、全国で合計73店舗となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、たな卸資産と売上債権の増加、直営店の出店の設備投資、敷金・保証金拠出による支出等の要因により一部相殺されたものの、税引前中間純利益が37,942千円を計上したこと等により、当中間会計期間末に262,228千円（前年同期比9.1%増）となりました。

また当中間会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は110千円（前年同期は5,259千円の獲得）となりました。

これは主にフランチャイズ加盟店へのオープン売上による売上債権の増加25,784千円と直営店舗の新規出店に備えた、たな卸資産の増加28,616千円等が反映したものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は68,836千円（前年同期比14,956千円の減少）となりました。

これは主に直営店の出店による有形固定資産の取得23,036千円、内部統制用ソフトウェア取得5,000千円、敷金・保証金拠出37,800千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は2,016千円となりました。

これはストック・オプションの行使による新株発行による収入であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

事業部門別	金額（千円）	前年同期比（％）
直 営	877,176	123.3
フランチャイズ	350,138	85.8
合 計	1,227,314	109.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等についての重要な変更は、次のとおりであります。

直営事業部門におきまして1店舗の出店を計画しておりましたが、改正建築基準法による建築許可申請の認可の遅れにより完成予定を平成19年9月から平成20年2月に変更致しました。

(2) 当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却計画は、次のとおりであります。

①新設

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
水戸店	茨城県 水戸市	直営店舗	35	7	自己資金	平成19年9月	平成19年10月	販売力 増強
直営店舗	首都圏	直営店舗	180	30	自己資金 及び借入	平成19年9月	平成20年6月	販売力 増強

(注) 投資予定金額は、敷金・保証金を含んでおります。なお上記金額には、消費税等は含んでおりません。

② 除却

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額	除却等の予定年月	売場面積 (㎡)
東大宮店	埼玉県さいたま市	店舗設備	—	平成19年12月	203

(注) 前事業年度末に減損処理を行っているため、帳簿価額は回収可能価額まで減額されております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	44,000
計	44,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,083	13,083	名古屋証券取引所(セントレックス)	—
計	13,083	13,083	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成17年2月8日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	180	180
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180	180
新株予約権の行使時の払込金額(円)	37,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日 ～平成24年2月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37,000 資本組入額 18,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株予約権の行使は認めない。更に、本新株予約権者が、本新株予約権の行使時まで、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定めにより懲戒解雇もしくは諭旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認めない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

② 平成17年6月28日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	175	175
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	175	175
新株予約権の行使時の払込金額(円)	137,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日 ～平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 137,000 資本組入額 68,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。また、新株予約権者の相続による本新株予約権の行使は認めない。更に、本新株予約権者が、本新株予約権の行使時までに、禁固刑以上の刑に処せられた場合、当社の就業規則その他の定めにより懲戒解雇もしくは諭旨解雇の処分を受けた場合、行使1年以内に就業規則に違反し減給処分を受けていた場合、本新株予約権の行使は認めない。その他の条件については当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

③ 平成17年6月28日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	100	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	137,000	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日 ～平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 137,000 資本組入額 68,500	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使時においても、当社と良好な関係を維持していることを要する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注1) 新株予約権①②及び③について、当社が株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により目的株式数を調整いたします。

また、調整の結果生じる1株未満の端株についてはこれを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(注2) 新株予約権①②及び③について、当社が株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により1株当たり払込金額を調整いたします。調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

調整後1株当たり払込金額 = 調整前1株当たり払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日(注)	55	13,083	1,017	500,765	1,017	177,817

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
松 田 芳 久	埼玉県さいたま市南区	5,732	43.81
赤 根 豊	東京都杉並区	651	4.97
ヤフー株式会社	東京都港区六本木6-10-1	540	4.12
ラオックス株式会社	東京都千代田区神田須田町2-19-4	400	3.05
細 田 裕 三	千葉県浦安市	222	1.69
伊 東 龍 也	埼玉県さいたま市南区	185	1.41
松井証券株式会社(一般信用口)	東京都千代田区麴町1-4	168	1.28
株式会社丸三	島根県出雲市渡橋1239	163	1.24
中部証券金融株式会社	愛知県名古屋市中区栄3-3-17	136	1.03
フォーク株式会社	埼玉県加須市土手1-11-24	132	1.00
今 井 敏 貴	埼玉県さいたま市中央区	130	0.99
計	—	8,459	64.66

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 13,083	13,083	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	13,083	—	—
総株主の議決権	—	13,083	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	83,000	60,200	63,000	62,500	62,500	58,500
最低 (円)	55,900	49,000	59,000	56,400	52,000	48,000

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所セントレックスにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		290,383		262,228		329,158	
2 売掛金		99,452		125,156		101,185	
3 商品		396,758		405,100		376,521	
4 貯蔵品		2,862		3,161		3,123	
5 前払費用		18,855		20,713		18,235	
6 繰延税金資産		24,852		38,681		17,913	
7 その他		1,204		908		1,091	
貸倒引当金		△11,013		△4,921		△11,953	
流動資産合計		823,356	74.1	851,028	72.1	835,274	73.7
II 固定資産	※1						
1 有形固定資産							
(1) 建物		73,291		69,690		73,083	
(2) 構築物		11,423		11,660		12,484	
(3) 車両運搬具		1,447		2,552		2,249	
(4) 工具器具備品		53,183		47,284		53,528	
(5) 建設仮勘定		668		1,339		120	
計		140,015		132,527		141,465	
2 無形固定資産							
(1) 電話加入権		923		923		923	
(2) ソフトウェア		38,277		40,257		36,178	
(3) ソフトウェア仮勘定		—		—		682	
計		39,201		41,181		37,785	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		12,775		12,775		12,775	
(2) 長期貸付金		729		1,654		333	
(3) 長期前払費用		1,059		1,653		1,933	
(4) 敷金・保証金		96,031		141,625		103,825	
貸倒引当金		△729		△1,654		△333	
計		109,866		156,054		118,534	
固定資産合計		289,083	25.9	329,763	27.9	297,785	26.3
資産合計		1,112,439	100.0	1,180,791	100.0	1,133,060	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1		56,424		77,694		63,590		
2		54,843		34,588		55,865		
3		33,288		37,632		36,643		
4		4,475		3,133		5,753		
5	※2	4,290		6,609		10,254		
6		2,210		—		—		
7		5,262		4,811		4,268		
8		12,669		14,688		16,532		
9		13,600		10,400		10,910		
			187,065	16.7	189,557	16.1	203,818	18.0
II 固定負債								
1		17,386		29,968		22,528		
2		62,800		52,800		55,800		
			80,186	7.2	82,768	7.0	78,328	6.9
			267,251	23.9	272,326	23.1	282,147	24.9
(純資産の部)								
I 株主資本								
1		499,748	44.7	500,765	42.4	499,748	44.1	
2								
(1)		176,800		177,817		176,800		
			176,800	15.8	177,817	15.0	176,800	15.6
3								
(1)								
		168,639		229,881		174,364		
			168,639	15.5	229,881	19.5	174,364	15.4
			845,187	76.1	908,464	76.9	850,913	75.1
			845,187	76.1	908,464	76.9	850,913	75.1
			1,112,439	100.0	1,180,791	100.0	1,133,060	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			1,119,596	100.0		1,227,314	100.0		2,207,104	100.0
II 売上原価			666,943	59.6		706,328	57.5		1,303,047	59.0
売上総利益			452,653	40.4		520,986	42.5		904,056	41.0
III 販売費及び一般管理 費			464,327	41.5		485,882	39.6		890,995	40.4
営業利益又は 営業損失 (△)			△11,674	△1.0		35,104	2.9		13,060	0.6
IV 営業外収益	※1		1,889	0.2		3,567	0.3		6,084	0.3
V 営業外費用	※2		12,050	1.1		915	0.1		12,180	0.6
経常利益又は 経常損失 (△)			△21,836	△2.0		37,756	3.1		6,964	0.3
VI 特別利益	※3		2,853	0.3		186	0.0		1,161	0.1
VII 特別損失	※4,5		26	0.0		—	—		11,585	0.5
税引前中間 (当 期) 純利益又は 純損失 (△)			△19,009	△1.7		37,942	3.1		△3,458	△0.2
法人税、住民税及 び事業税		2,899			3,194			5,785		
法人税等調整額		35,659	38,558	3.4	△20,768	△17,573	△1.4	42,597	48,383	2.2
中間 (当期) 純 利益又は純損失 (△)			△57,567	△5.1		55,516	4.5		△51,842	△2.4

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高（千円）	363,748	—	226,207	589,955	589,955
中間会計期間中の変動額					
新株の発行	136,000	176,800		312,800	312,800
中間純損失			△57,567	△57,567	△57,567
中間会計期間中の変動額合計（千円）	136,000	176,800	△57,567	255,232	255,232
平成18年9月30日 残高（千円）	499,748	176,800	168,639	845,187	845,187

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成19年3月31日 残高（千円）	499,748	176,800	174,364	850,913	850,913
中間会計期間中の変動額					
新株の発行	1,017	1,017		2,035	2,035
中間純利益			55,516	55,516	55,516
中間会計期間中の変動額合計（千円）	1,017	1,017	55,516	57,551	57,551
平成19年9月30日 残高（千円）	500,765	177,817	229,881	908,464	908,464

前事業年度の株主資本等変動計算書（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高（千円）	363,748	—	226,207	589,955	589,955
事業年度中の変動額					
新株の発行	136,000	176,800		312,800	312,800
当期純損失			△51,842	△51,842	△51,842
事業年度中の変動額合計（千円）	136,000	176,800	△51,842	260,957	260,957
平成19年3月31日 残高（千円）	499,748	176,800	174,364	850,913	850,913

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間 (当期)純利益又は純損失 (△)		△19,009	37,942	△3,458
減価償却費		17,719	19,943	39,164
長期前払費用償却額		170	280	395
貸倒引当金の減少額 (△)		△593	△5,710	△49
退職給付引当金の増加額		3,029	7,440	8,171
賞与引当金の増加額 (△: 減少額)		6,109	△1,844	9,971
ポイント引当金減少額 (△)		△2,260	△510	△4,950
受取利息及び受取配当金		△37	△293	△205
支払利息		45	—	45
株式交付費		11,904	18	11,904
減損損失		—	—	5,516
固定資産除却損		26	—	68
長期前払費用増加額		—	—	△1,100
売上債権の増加額 (△)		△7,305	△25,784	△9,038
たな卸資産の減少額 (△: 増加額)		19,637	△28,616	38,108
その他流動資産減少額 (△: 増加額)		220	△3,015	954
仕入債務の増加額 (△: 減少額)		△27,991	14,103	△20,825
未払金の増加額 (△: 減少額)		1,063	△2,502	7,586
未払費用の増加額		5,005	988	8,360
未払消費税等の増加額 (△: 減少額)		1,923	△4,572	7,400
その他流動負債の増加額 (△: 減少額)		2,660	543	△164
預り保証金の減少額 (△)		△2,000	△3,000	△9,000
小計		10,318	5,411	88,857

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
利息及び配当金の受 取額		32	231	173
利息の支払額		△45	—	△45
法人税等の支払額		△5,045	△5,753	△5,045
営業活動によるキャッ シュ・フロー		5,259	△110	83,939
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
定期預金預入れによ る支出		△50,000	—	—
有形固定資産の取得 による支出		△8,322	△23,036	△35,599
有形固定資産の売却 による収入		—	147	—
無形固定資産の取得 による支出		△22,550	△8,639	△27,780
貸付金の回収による 収入		392	491	788
敷金・保証金拋出に よる支出		△3,313	△37,800	△18,107
敷金・保証金返還に よる収入		—	—	7,000
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△83,793	△68,836	△73,698
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
短期借入金返済によ る支出		△120,000	—	△120,000
株式の発行による収 入		300,895	2,016	300,895
財務活動によるキャッ シュ・フロー		180,895	2,016	180,895
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の 増減額 (△:減少額)		102,361	△66,929	191,136
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		138,021	329,158	138,021
VII 現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高		240,383	262,228	329,158

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) たな卸資産 ①商品…総平均法に基づく原価法を採用しております。</p> <p>②貯蔵品…最終仕入原価法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) たな卸資産 ①商品 i ゴルフクラブ 個別法による原価法を採用しております。 ii ゴルフクラブ以外 総平均法に基づく原価法を採用しております。</p> <p>②貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) たな卸資産 ①商品…総平均法に基づく原価法を採用しております。</p> <p>②貯蔵品 同左</p>																								
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 建物(建物付属設備を除く)については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3年～24年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10年～20年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2年～6年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2年～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア…社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却しております。</p>	建物	3年～24年	構築物	10年～20年	車両運搬具	2年～6年	工具器具備品	2年～15年	<p>(1) 有形固定資産 建物(建物付属設備を除く)については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3年～24年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10年～20年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2年～6年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2年～15年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ110千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	建物	3年～24年	構築物	10年～20年	車両運搬具	2年～6年	工具器具備品	2年～15年	<p>(1) 有形固定資産 建物(建物付属設備を除く)については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>3年～24年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>10年～20年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>2年～6年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>2年～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	建物	3年～24年	構築物	10年～20年	車両運搬具	2年～6年	工具器具備品	2年～15年
建物	3年～24年																										
構築物	10年～20年																										
車両運搬具	2年～6年																										
工具器具備品	2年～15年																										
建物	3年～24年																										
構築物	10年～20年																										
車両運搬具	2年～6年																										
工具器具備品	2年～15年																										
建物	3年～24年																										
構築物	10年～20年																										
車両運搬具	2年～6年																										
工具器具備品	2年～15年																										

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費</p> <p>支出時に全額費用処理しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当 面の取扱い) 当中間会計期間よ り、「繰延資産の会計処理に関 する当面の取扱い」(企業会計 基準委員 平成18年8月11日実 務対応報告第19号)を適用して おります。</p> <p>これによる損益に与える影響 はありません。</p>	<p>株式交付費</p> <p>同左</p> <p>—————</p>	<p>株式交付費</p> <p>支出時に全額費用処理して おります。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する 当面の取扱い) 当事業年度より、 「繰延資産の会計処理に関する 当面の取扱い」(企業会計基準 委員 平成18年8月11日実務対 応報告第19号)を適用して おります。</p> <p>これによる損益に与える影響 はありません。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備 えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別 に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上する方法を採用 しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員の賞与の支給に資する ため、支給見込額に基づき対象 期間分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるた め、当中間会計期間末において 従業員が自己都合により退職し た場合の要支給額を計上して おります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(賞与引当金の支給対象期間)</p> <p>給与規程改正に伴い従来夏季 賞与の支給対象期間を12月から 5月までとしておりましたが、 当期より同賞与の対象期間を10 月から3月まで、と変更いたし ました。</p> <p>当該変更に伴い、従来の支給 対象期間によった場合と比較し て、賞与引当金が6,405千円増 加しておりますが、この変更 に伴う営業利益、経常利益及び税 引前当期純損失に与える影響は ありません。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるた め、当事業年度末において従業 員が自己都合により退職した場 合の要支給額を計上して おります。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(4) ポイント引当金 ポイント使用による将来の費用負担に備えるため、直営店が発行しているポイントの当中間会計期間末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。	(4) ポイント引当金 同左	(4) ポイント引当金 ポイント使用による将来の費用負担に備えるため、直営店が発行しているポイントの期末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
7. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は845,187千円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p> <p>(商品の評価基準及び評価方法の変更)</p> <p>当中間会計期間より、事業部別、直営店舗別の営業実績をより実態に即して把握するため、また個別に評価することがシステム上可能となったことにより商品の内、ゴルフクラブに関して評価基準及び評価方法を総平均法による原価法から個別法による原価法に変更しております。</p> <p>この変更によりたな卸資産は3,294千円、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ3,144千円増加しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は850,913千円であります。</p> <p>なお、当事業年度における中間貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">109,515千円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">131,049千円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">118,734千円</p>
<p>※2 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>	<p>※2 消費税等の取扱い</p> <p>同左</p>	<p>※2</p> <p style="text-align: center;">—————</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
※1 営業外収益のうち主要なもの 自動販売機手数料 876千円 継続雇用助成金 600	※1 営業外収益のうち主要なもの 自動販売機手数料 1,006千円 継続雇用助成金 600	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取手数料 1,731千円 自動販売機手数料 1,867 加盟契約解約違約金 830 保険差益 301												
※2 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費 11,904千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費 18千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費 11,904千円												
※3 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金戻入益 593千円 ポイント引当金戻入益 2,260	※3 —————	※3 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金戻入益 1,161千円												
※4 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 26千円	※4 —————	※4 特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損 68千円 減損損失 5,516 合意解約精算金 6,000												
※5 —————	※5 —————	※5 減損損失 当社は、資産グルーピングに際し、主に管理会計上の区分についてキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を直営店舗と捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。 <table border="1" data-bbox="1029 1098 1430 1220"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東大宮店 (埼玉県さいたま市)</td> <td>店舗</td> <td>建物、構築物、 工具器具備品</td> </tr> </tbody> </table> 減損損失の認識の要否を検討した結果、東大宮店の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(5,516千円)を減損損失として特別損失に計上しております。東大宮店の回収可能価額は正味売却価額を用いております。減損該当資産については他の直営店舗への転用が不可能であり、正味売却価額については0と認識しております。 (減損損失の内訳) <table data-bbox="1082 1603 1430 1703"> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>5,001千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>514</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,516千円</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	東大宮店 (埼玉県さいたま市)	店舗	建物、構築物、 工具器具備品	建物	5,001千円	構築物	514	計	5,516千円
場所	用途	種類												
東大宮店 (埼玉県さいたま市)	店舗	建物、構築物、 工具器具備品												
建物	5,001千円													
構築物	514													
計	5,516千円													
6 減価償却実施額 有形固定資産 12,700千円 無形固定資産 5,018	6 減価償却実施額 有形固定資産 14,515千円 無形固定資産 5,428	6 減価償却実施額 有形固定資産 28,908千円 無形固定資産 10,255												

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株 式数(株)	当中間会計期間減少株 式数(株)	当中間会計期間末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式	11,028	2,000	—	13,028
合計	11,028	2,000	—	13,028

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加2,000株は、一般募集による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			前事業 年度末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	100	—	—	100	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 平成18年度新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株 式数(株)	当中間会計期間減少株 式数(株)	当中間会計期間末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式	13,028	55	—	13,083
合計	13,028	55	—	13,083

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加55株は、ストック・オプションの権利行使による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			前事業 年度末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	100	—	—	100	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 上記の新株予約権は、権利行使可能なものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,028	2,000	—	13,028
合計	11,028	2,000	—	13,028

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加2,000株は、一般募集による新株の発行による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	平成18年新株予約権	普通株式	100	—	—	100	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 平成18年度新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 290,383	現金及び預金勘定 262,228	現金及び預金勘定 329,158
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 <u>△50,000</u>	現金及び現金同等物 <u>262,228</u>	現金及び現金同等物 <u>329,158</u>
現金及び現金同等物 <u>240,383</u>		

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

重要性が乏しいので、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第6項の規定に基づき記載しておりません。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

重要性が乏しいので、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第6項の規定に基づき記載しておりません。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

重要性が乏しいので、財務諸表等規則第8条の6第6項により、記載しておりません。

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	12,775

当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	12,775

前事業年度末 (平成19年3月31日現在)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	12,775

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当社はデリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当社はデリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社はデリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 当事業年度において存在したストック・オプションの内容

	平成17年 第1回ストック・オプション	平成17年 第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名 当社従業員 23名	当社取締役 5名 当社監査役 3名 当社従業員 38名
株式の種類別の ストック・オプション数 (注)	普通株式 245株	普通株式 200株
付与日	平成17年3月31日	平成17年8月1日
権利確定条件	付与日(平成17年3月31日)以降、権利確定日(平成19年2月28日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成17年8月1日)以降、権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	23ヶ月間(自平成17年3月31日 至平成19年2月28日)	23ヶ月間(自平成17年8月1日 至平成19年6月30日)
権利行使期間	自 平成19年3月1日 至 平成24年2月29日	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日
権利行使価格(円)	37,000	137,000
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 64,874.73円 1株当たり中間純損失金額 4,418.77円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり純資産額 69,438.58円 1株当たり中間純利益金額 4,251.87円 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 4,227.27円	1株当たり純資産額 65,314.19円 1株当たり当期純損失金額 3,986.04円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額又は中間(当期)純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△)(千円)	△57,567	55,516	△51,842
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益又は普通株式に係る中間(当期)純損失(△)(千円)	△57,567	55,516	△51,842
期中平均株式数(株)	12,984	13,057	13,006
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	—	76	—
(うち新株予約権)	(—)	(76)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数521個)。これらの詳細は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」の記載のとおりであります。	新株予約権2種類(新株予約権の数275個)。これらの詳細は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」の記載のとおりであります。	新株予約権3種類(新株予約権の数511個)。これらの詳細は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」の記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	—————	(注)

(注)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 当社は、以下の要領で、取締役並びに監査役に対する報酬等としての新株予約権を発行することを、平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議いたしました。

なお、当取締役並びに監査役への報酬としての新株予約権付与には、会社法第361条第1項第1号が適用されますので、平成12年6月5日開催の臨時株主総会において決議いたしました取締役並びに監査役の報酬上限額とは別枠の報酬等として、取締役に年額1,640万円(うち社外取締役70万円)、監査役に年額360万円の範囲で新株予約権を付与することとしております。

(1) 取締役並びに監査役に対して報酬として新株予約権を発行する理由

当社の取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるため、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権割当の対象者

当社取締役、監査役

(3) 新株予約権の内容及び数の上限

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式150株(内社外取締役割当て5株、監査役割当て27株)を各事業年度に係わる定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の目的となる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して合併等という。)を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。

② 新株予約権の総数

150個を各事業年度に係わる定時株主総会開催日の翌日以降1年間に発行する新株予約権の数の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付をうけることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に②に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における名古屋証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の名古屋証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のうちいずれか高い方に1.05を乗じた金額(1円未満は切上げ)とする。

なお、当社が株式分割または株式併合その他株式数の変更をすることが適切な場合には、当社が必要と認める処理を行うものとする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当日の翌日から5年間とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役ならびに監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

ii その他権利行使の条件は、平成19年6月28日開催の第20期定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 当社は、会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議いたしました。

(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員に業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものである。

(2) 新株予約権割当の対象者

当社従業員。

(3) 募集事項

① 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式250株を上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。

② 新株予約権の総数

250個を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、上記①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

③ 新株予約権と引き換えに払込む金額

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値または新株予約権割当日の前日の名古屋証券取引所における当社株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高いほうに1.05を乗じた金額（1円未満は切上げ）とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整前行使価額}} \times \frac{A + \frac{B \times C}{1 \text{株当たりの時価}}}{A + B}$$

A：既発行株式数、B：新規発行株式数、C：1株当たり払込金額

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
平成22年5月1日から平成27年4月30日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - i 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件
 - i 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要する。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
 - ii 新株予約権の相続はこれを認めないものとする。
 - iii その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとする。
- ⑧ i 当社は、新株予約権者が上記⑦による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
ii 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ⑨ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑩ 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - i 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ii 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社
 - iii 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - iv 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社
 - v 株式移転
株式移転により設立する株式会社

⑪ 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑫ 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第20期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月29日関東財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書
平成19年10月30日関東財務局長に提出
事業年度（第20期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鎌田 竜彦 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月17日

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅枝 芳隆 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鎌田 竜彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥの平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は商品のうちゴルフクラブの評価基準及び評価方法について、従来、総平均法による原価法を採用していたが、当中間会計期間から個別法による原価法を採用することに変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。